

京都大学国際融合創造センター規程の一部を改正する規程

京都大学国際融合創造センター規程（平成十六年達示第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。
第二条 国際融合創造センターは、国際的な視野に立ち、産学官連携に関する実践的研究開発及び新産業の創成に繋がる独創的先端研究を行う。

第二条に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、国際融合創造センターは、その研究成果に基づき、国際イノベーション機構の実施する業務の支援を行う。

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。